

○特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則

昭和43年 3月29日

規則第 8号

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則をここに制定する。

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例（昭和43年静岡県条例第25号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャンプ禁止区域の標識)

第 2 条 条例第 7 条に規定する標識の様式は、別記様式第 1 号の例による。

(キャンプの許可申請)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（多数人が共同で行なうキャンプについて許可を受けようとする場合にあつては、その代表者）は、当該キャンプを行なおうとする日の14日前までに別記様式第 2 号によるキャンプ許可申請書に当該キャンプを行なおうとする場所の位置を記した地図を添えて知事に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請を許可するときは、当該申請者に別記様式第 3 号によるキャンプ許可証を交付するものとする。

2 知事は、前項の許可をしたときは、すみやかに関係市町長及び条例第 8 条第 2 項に規定する職員（以下「関係職員」という。）にその旨を通知するものとする。

(一部改正〔平成19年規則 1 号〕)

(許可証の携帯)

第 5 条 許可を受けた者は、当該キャンプを行なう場合は、キャンプ許可証を携帯し、関係職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(許可の取消し)

第 6 条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取

り消すことができる。

- (1) キャンプ許可申請書に記載した目的以外の目的でキャンプを行なったとき。
- (2) その他許可の条件に違反したとき。

(関係職員の指定)

第7条 関係職員の指定は、次に掲げる者のうちから知事が行うものとする。

- (1) 県職員
- (2) 条例第3条の規定により指定されたキャンプの禁止区域の所在する市町の長が推薦した当該市町の職員
(一部改正〔平成12年規則83号・19年1号〕)

(関係職員の証票)

第8条 条例第8条第3項に規定する証票は、別記様式第4号によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 静岡県青少年環境整備審議会規則（昭和36年静岡県規則第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成4年3月31日規則第21号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成6年3月10日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第83号）

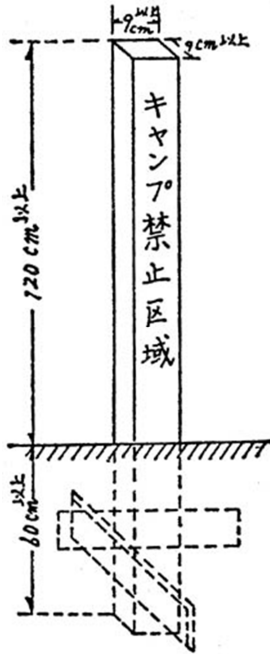
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号

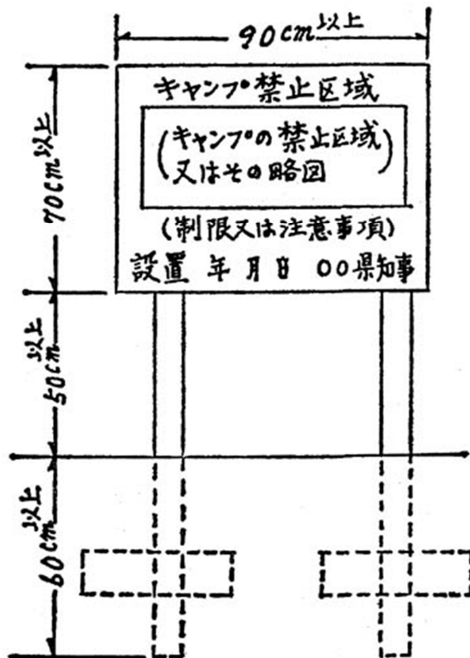
1 第1種標識(木標柱)



備考

- 1 右側面には、制限又は注意事項の概要を記載すること。
- 2 左側面には、設置時期を記載すること。
- 3 裏面には、標識の設置者の名称を記載すること。

2 第2種標識(制札)



別記様式第2号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

キャンプ許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名



年 月 日生

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例第8条第1項ただし書の規定により、キャンプの禁止区域におけるキャンプの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的及び理由			
場 所			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
テント等野営 用具の種類及 び数		人 数	人
備 考			

添付書類 キャンプを行おうとする場所の位置を記した地図

別記様式第3号(用紙 規格縦6cm、横8cm)

(表)

キ ャ ン プ 許 可 証		第	号
住 所			
氏 名			
		年	月 日 生
特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例第8条第1項ただし書の規定により、次のとおりキャンプの禁止区域においてキャンプを行なうことを許可します。			
年 月 日			
静岡県知事			印
1	目 的		
2	場 所		
3	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
4	テント等の 数及び人数		
5	許可の条件		

(裏)

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則(抜すい)	
(許可証の携帯)	
第5条 許可を受けた者は、当該キャンプを行なう場合は、キャンプ許可証を携帯し、関係職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
(許可の取消し)	
第6条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。	
(1) キャンプ許可申請書に記載した目的以外の目的でキャンプを行なったとき。	
(2) その他許可の条件に違反したとき。	

別記様式第4号(第8条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8センチメートル)
(表)

身 分 証 明 書	
(写 真)	第 号
	所 属 職 氏 名
	年 月 日生
この者は、特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例第8条第2項に規定する職員であることを証明します。	
年 月 日交付	
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>	
(有効期限 年 月 日まで)	

(裏)

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例(抜粋)
(キャンプの禁止)
第8条 何人も、禁止区域においては、キャンプを行なつてはならない。ただし、公務上の必要その他特別の理由によりあらかじめ知事の許可を受けた者については、この限りでない。
2 知事が指定した職員は、禁止区域においてキャンプを行なっている者があるときは、その者にキャンプをやめるよう指示することができる。
3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(罰則)
第10条 第8条第2項の規定による職員の指示に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。